

第 5 6 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 2 月 1 7 日 (水)

午前 1 0 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 山陽小野田市議会基本条例の検証について

2 令和 3 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

2 月 2 2 日 (月) から 3 月 2 5 日 (水) までの 3 2 日間

議案件名・・・**資料 1**

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により行う。

(3) 議事日程案について・・・**資料 2**

(4) 陳情・要望書の取扱いについて・・・**資料 3**

・ 陳情書 (市場問題の早期決着にご尽力願いたい)

・ 附属営業施設契約更新についての陳情書

・ 陳情書 (議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について)

・ 陳情書 (株式会社小野田公衛社民営化に関わる疑惑について)

・ 山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書

3 市議会モニターからの意見について・・・**資料 4**

4 会派についての見直しのお願について

5 委員外議員の出席について

6 その他

全員協議会の開催日 2 月 2 2 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項

令和 3 年第 1 回（3 月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案 40 件、報告 2 件）

令和 2 年度関係（12 件）

○民生福祉常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 3 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 5 回）について（国保）
- (2) 議案第 4 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 回）について（国保）
- (3) 議案第 5 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 3 回）
について（病院）

○産業建設常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 2 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算
（第 2 回）について（都市）
- (2) 議案第 6 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 2 回）
について（水道）
- (3) 議案第 7 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算
（第 1 回）について（水道）
- (4) 議案第 8 号 令和 2 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 2 回）
について（下水）
- (5) 議案第 30 号 山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定に
ついて（農林）
- (6) 議案第 31 号 山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する
条例の制定について（農林）

○一般会計予算決算常任委員会所管（3 件）

- (1) 承認第 1 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 17 回）に
関する専決処分について（財政）
- (2) 承認第 2 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 18 回）に
関する専決処分について（財政）

- (3) 議案第 1 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 9 回）について（財政）

○報告（2 件）

- (1) 報告第 1 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について（大学）
- (2) 報告第 2 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第 1 期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果報告について（大学）

令和 3 年度関係（2 8 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 1 9 号 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（人事）
- (2) 議案第 2 0 号 山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定について（消防）
- (3) 議案第 3 6 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（総務）

○民生福祉常任委員会所管（1 4 件）

- (1) 議案第 1 1 号 令和 3 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）
- (2) 議案第 1 2 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- (3) 議案第 1 3 号 令和 3 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）
- (4) 議案第 1 5 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業会計予算について（病院）
- (5) 議案第 2 1 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）

- (6) 議案第 2 2 号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第 2 3 号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第 2 4 号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (9) 議案第 2 5 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (10) 議案第 2 6 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (11) 議案第 2 7 号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (12) 議案第 2 8 号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (13) 議案第 2 9 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (14) 議案第 3 7 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (市民)

○産業建設常任委員会所管 (9 件)

- (1) 議案第 1 0 号 令和 3 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第 1 4 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)

- (3) 議案第 1 6 号 令和 3 年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (4) 議案第 1 7 号 令和 3 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (5) 議案第 1 8 号 令和 3 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)
- (6) 議案第 3 2 号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (土木)
- (7) 議案第 3 3 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (8) 議案第 3 4 号 山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (9) 議案第 3 8 号 財産の減額貸付けについて (農林)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1 件)

- (1) 議案第 9 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会所管 (1 件)

- (1) 議案第 3 5 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 1 9 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について (大学)

令和 3 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	22	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・報告2件を一括報告及び質疑 ・令和2年度関係議案12件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・令和3年度関係議案（議案第19号）1件を上程、提案理由の説明 ・令和3年度関係議案（議案第19号を除く）27件を一括上程、提案理由の説明
2	23	火		休 会	・天皇誕生日
2	24	水	午前9時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
			午前10時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
2	25	木	午前9時	委員会	・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
2	26	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
2	27	土		休 会	
2	28	日		休 会	
3	1	月		委員会	・予備日
3	2	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	3	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	4	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	5	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）

3	6	土		休 会	
3	7	日		休 会	
3	8	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
3	9	火	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（現年度）
3	10	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件（令和2年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・諸般の報告 ・令和3年度関係議案（議案第19号）に対する質疑、委員会付託 ・令和3年度関係議案（議案第19号を除く）に対する質疑、委員会付託
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口東京理科大学調査特別委員会 ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
3	11	木		休 会	
3	12	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
3	13	土		休 会	
3	14	日		休 会	
3	15	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

3	16	火	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	17	水	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会
3	18	木		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日
3	19	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事整理日
3	20	土		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・春分の日
3	21	日		休 会	
3	22	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事整理日
3	23	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
3	24	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事整理日
3	25	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件（議案第19号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・付託案件（議案第19号を除く）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和2年11月30日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口 晋也

陳情書

主文

行政のチェック機関として議会における調査能力を発揮し、事実解明の上で下記該当者の厳正なる処分を執行部に求め、市場問題の早期決着にご尽力願いたい。

内容

- ① 前農林水産課長、現小野田中央青果株式会社社長 深井篤氏は1500万円の差し入れ保証金といわれる資金使途について疑義があることを承知していたにも関わらず、農林水産課長として法令順守を指導すべき立場にありながらその職務を放棄し、放置していた事実があること。
- ② 深井氏は社長として1500万円の差し入れ保証金といわれる資金使途について調査しなかった理由について「社長としての判断」としながらも、実際は「行政内部での協議によって決定」したもので、それは深井氏が行政執行部を守ろうとしての発言であり、実際には結果として第三セクターによる不正決算に行政が関与した事実があること。

補足説明

参考人として意見陳述時にその証拠と合わせて詳しく説明させていただきます。

尚、本件は市場問題における重大な陳情でありますので議会に置かれましては速やかに取り組まれますことをお願いいたします。

以上



令和3年2月1日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

附属営業施設契約更新についての陳情書

要旨

2021年1月22日に実施された産業建設常任委員会においての農林水産課川崎課長の発言「(行政財産であろうが普通財産であろうが)全部貸すか一部貸すかということについては可能」に基づき、山陽小野田市地方卸売市場内、附属営業店舗の使用について令和3年度以降も引き続き契約していただくよう陳情いたします。

理由

先日、次期開設予定者である[REDACTED]より提示された文書「附属営業施設を現在御使用の皆様へ」においては「すべての土地、施設をお貸しする事は出来ません」と明記されており、「令和3年3月31日」までの立ち退きも合わせて要求されています。

これは事前に[REDACTED]より提示されていた事業計画案とは全く異なるものであり、従来の地元事業者との協力など全く考慮されていないと感じられます。

この度の一件は附属営業人にとって事業の存続にかかわる一大事であり、最悪の場合廃業を余儀なくされることにもなりかねません。

再出発を目指す市場に於いても縮小や衰退の加速等マイナス面が大きくなると考えられます。

農林水産課川崎課長の仰っておられた市場内施設が分割契約可能という発言は、私たちの置かれた現状を改善する唯一の手段を提示していただいたものであると考えています。

なお同様の陳情書は市長宛にも提出していますが、議会におかれましては現在までの一連の経緯と私達附属営業人の置かれた現状を考慮いただき、陳情内容である令和3年度以降の継続契約について積極的な議論をお願いいたします。

※本陳情書をホームページ等で公開される際は、個人名や団体名にご配慮願います。



附属営業人代表 (株)四つ葉 高橋 泰男

附属営業店舗の使用期間更新届出書

- 1 所 在 山陽小野田市大字西高泊1184番地1
- 2 種類・構造 店舗（鉄骨造、平屋建て）
- 3 面 積 20㎡
- 4 使用料 山陽小野田市地方卸売市場条例第61条の定めによる
- 5 使用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

上記店舗の使用期間を更新したいので届け出ます。

令和3年2月1日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

届出者 住所(所在)

[Redacted]

名称(商号)

[Redacted]

代 表 者

[Redacted]

[Redacted]

附属営業店舗の使用期間更新届出書

- 1 所 在 山陽小野田市大字西高泊1184番地1
- 2 種類・構造 店舗（鉄骨造、平屋建て）
- 3 面 積 2.0㎡
- 4 使用料 山陽小野田市地方卸売市場条例第61条の定めによる
- 5 使用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

上記店舗の使用期間を更新したいので届け出ます。

令和3年2月1日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

届出者 住所(所在)

名称(商号)

代 表 者

令和3年1月吉日

買受人 各位

〒756-0057

代表取締役

TEL

FAX

携帯

拝啓

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび私ども有志により令和3年4月1日をもって山陽小野田地方卸売市場開催する運びになりました。社員一同全力を挙げて社業に努める所存でございます。何とぞ、格別のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

まずは、略儀ながら書中をもってごあいさつ申し上げます。

敬具

このたび、令和3年4月1日より山陽小野田地方卸売市場を開催する運びになり買受人の募集をさせていただきます。

別紙に募集要項、業務規程を送付させていただきますので、募集要項に記入頂いて、2月20日まで郵便にて返送をお願いします。

3月1日までに審査を行い返信させていただきます。ご希望に添えない場合もありますので御了承下さい。

ご不明な点がございましたら午前9時から午後15時までに担当の携帯にお問い合わせ下さい。

買受人募集要項

保証金内容

市場の運営を円滑にし、代金回収を安定させるため保証金を預からせていただきます。

法人 百万円以上二百万円以下、

個人 五十万円以上百万円以下、

仲卸 二百万円以上四百万円以下

当市場から事業を撤退されるときに、保証金を返却させていただきます。尚、保証金は代金決済には使えません。

支払い内容

月曜日から土曜日の1週間で締め、翌週の金曜日にお支払いをお願いします。金曜日に入金がない場合は全額支払いがあるまで販売はいたしません。尚、三回未払い金が発生した場合、1年間取引を停止させていただきます。

令和3年1月吉日

附属営業施設を現在御使用の皆様へ

山陽小野田市と弊社の賃貸契約で市場内のすべての土地、施設をお借りする事になりました。弊社が他者に施設を貸すことになると転貸ということになります。電気、水道代金はすべて弊社に請求が来るため色々な問題が生じる事が予想されます。

また新市場への新規の買受人が参入した場合、一企業、個人に貸して一企業、個人に貸さないという不公平が起こり、公平性が担保できません。新市場の業務規程にも開設者は市場内で使用する土地、施設を貸し出す事をしないと書かれています。以上の事から新市場のすべての土地、施設をお貸しする事はできません。

つきましては令和3年3月31日までに立ち退きをお願い致します。
御理解の程宜しく申し上げます。

山陽小野田地方卸売市場業務規程基本6項目

売買取引の原則	市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
差別的取扱いの禁止	卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
売買取引の方法	卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法または相対売若しくは定価売の方法によらなければならない
売買取引の条件の公表	卸売業者は、その他取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
卸売予定数量等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。
決済の確保	取引参加者は、業務規定に定められた方法により、決済を行うこと。

※基本6項目を踏まえた上で県と協議中です。応募者に2月20日から2月末日までに皆様にお示しさせていただきます。

買受人募集要項

この用紙に会社名、住所、電話番号、FAX 番号（FAX がない方は無記入で）
創業何年、社員の人数、2019、2020 年度年商、主な取引先を記入の上、下記
住所まで郵送お願いします。

会社名、氏名、商号

住所

電話

FAX

創業年

社員人数

2019 年度年商

2020 年度年商

主な取引先

令和2年8月吉日

市場関係者 各位

株式会社

代表取締役

ご挨拶

冠省 皆様方には平素より大変お世話になっております。

この度、ご承知のとおり小野田中央青果株式会社の事業停止、倒産手続きの開始により、新たな市場運営会社についての募集が告知されました。

弊社は
地元業者として是非とも皆様と共にこの市場を盛り立ててまいりたいとの結論に達し、昨日行政に「事業計画案」を提出した次第です。

本来ならば皆様方お一人お一人にご挨拶申し上げるところですが、これから行政とも話を進めていくという状況で、決定したわけではございません。

つきましては本書面と併せて行政に提出いたしました「事業計画案」を皆様にもご覧いただき弊社の市場参入についてご理解を賜りたいと存じます。

是非とも皆様方のご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げ略儀ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

草々

小野田市場運営事業 計画案

令和2年8月

株式会社

●基本理念

弊社は山陽小野田市に本社を持つ地元業者として地方卸売市場跡地再利用に積極的に関わり、従来の地元事業者皆様と共にここを青果物の流通拠点として発展させることが弊社の行うべき地域貢献であり、弊社の果たすことのできる社会的使命と考えてます。

●5つの基本方針

- 1、市場開設でなく、民間運営市場としての運用（実績を作り3年を目処に地方卸売市場の認可取得を目指して頑張ります。）
- 2、旧公設市場が行ってきた、セリ売りや相対取引等の業務の継続
- 3、旧市場にて行政より許可を得ていた買参者への協力
- 4、地元生産者出荷の青果物受け入れ体制の維持
- 5、学校給食納品に関わる従来の地元業者への協力をし、子供達に安心安全な食材の提供

●3つの重点施策

- 1、新規生産者の育成、新規産地の開拓
- 2、青果物の加工品の販売、少量販売の実施
- 3、取引状況に応じた個別の取引契約の締結

5つの基本方針

- 1、 0からのスタートなので初めは民間市場として実績を作り、地方卸売市場の認可、公正公平な取引を目指し、多くの人に来ていただけるような市場作りを目指して努力致します。
- 2、 買参者や生産者等、市場に関わる皆様の事業継続は、弊社がこれから取り組もうとする市場運営に欠かすことのできない方々です。小野田中央青果が行ってきた卸売業者としての役割をしっかりと継承することが重要です。
- 3、 市場にて取引できる事業者につきましては、従来の買参者の皆様のことを1番に考えより多くの事業者様に来ていただくことが重要です。
- 4、 出荷者の皆様が安心して出荷できるよう受け入れ体制をしっかりと整え受け入れることが重要です。
- 5、 学校給食の食材は長年地元業者の皆様によって納品されています。
現在学校給食に納品されている地元事業者の皆さんと共に、子供達への安心安全な食材が提供されることが重要です。

基本理念について

小野田市場に関わる業者の皆様と共に、山陽小野田市民に安心安全の食材を届け、「協創のまちづくり」を基本理念として運営してまいります。

株式会社
代表取締役
TEL



山陽小野田市場運営事業 計画案

令和2年9月24日

株式会社

●基本理念

弊社は山陽小野田市に本社を持つ地元業者として地方卸売市場跡地再利用に積極的に関わり、従来の地元事業者皆様と共にここを青果物の流通拠点として発展させることが弊社の行うべき地域貢献であり、弊社の果たすことのできる社会的使命と考えてます。

●5つの基本方針

- 1、山陽小野田市から地方卸売市場の使用許可がおり次第、県に地方卸売市場の認可申請を致します。(この件につきまして、山口県農林水産部ぶちうま山口推進課小山宏之主幹と打ち合わせ済みです)
- 2、旧公設市場が行ってきた、セリ売りや相対取引等の業務の継続
- 3、旧市場にて行政より許可を得ていた買参者への協力
- 4、地元生産者出荷の青果物受け入れ体制の維持
- 5、学校給食納品に関わる従来の地元業者への協力をし、子供達に安心安全な食材の提供

●3つの重点施策

- 1、新規生産者の育成、新規産地の開拓
- 2、青果物の加工品の販売、少量販売の実施
- 3、取引状況に応じた個別の取引契約の締結

5つの基本方針

- 1、 ゼロからのスタートではありますが、地方卸売市場の認可を受けることにより、公正公平な取引を担保し市場関係業者の皆様安心してお取引いただけることを目的として取り組んでまいります。
- 2、 買参者や生産者等、市場に関わる皆様の事業継続は、弊社がこれから取り組もうとする市場運営に欠かすことのできない方々です。小野田中央青果が行ってきた卸売業者としての役割をしっかりと継承することが重要です。
- 3、 市場にて取引できる事業者につきましては、従来の買参者の皆様のことを1番に考えより多くの事業者様に来ていただくことが重要です。
- 4、 出荷者の皆様安心して出荷できるよう受け入れ体制をしっかりと整え受け入れることが重要です。
- 5、 学校給食の食材は長年地元業者の皆様によって納品されています。
現在学校給食に納品されている地元事業者の皆さんと共に、子供達への安心安全な食材が提供されることが重要です。

株式会社

代表取締役

〒 TEL

基本理念について

野田市場に関わる業者の皆様と共に、山陽小野田市民に安心安
の食材を届け、「協創のまちづくり」を基本理念として運営し
まいます。

陳 情 書

件名 山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について

要旨 山陽小野田市議会は、平成 30 年 9 月定例会 9 月 28 日の本会議場での山田伸幸議員の不適切発言を議会の問題として捉え、今後の再発防止に努めていただきますよう下記 5 項目について陳情いたします。

記

- ① 議長は、議場における議員の発言が適切であるかチェックし必要に応じて適切に対処すること
- ② 議長以外の議員は、議場等における不適切な発言については疑義を唱え対処すること
- ③ 議会は、議員の議場及び委員会等での発言について裏付けのない事案についての断定的な表現や誤解を受ける表現によって善意の第三者を傷つけることがないように留意することを徹底すること
- ④ 議会は、法的な問題は別としてこの度のような事案で議員が市民等を傷つけたときはその大小に関わらず「ごめんなさい」と謝罪する道徳的指導を全議員対象に行うこと

以上

理由 議会は、議員という権力を持つ者の心無い発言により傷つく市民がいることを認識し今後このような問題が再発しないよう今一度襟を正すことが求められています。この問題は、議長の議事整理権という短絡的なものではありません。その場にいた議員誰一人からも問題の指摘がなかったことも問題であり、これは全議員すなわち議会の問題として捉えなくてはなりません。その上で今後のより良い議会運営のために具体的に取り組むことが必要であると考えております。

※尚、参考資料として陳情者が発行しました意見広告を添え提出いたします。

令和 3 年 2 月 9 日

陳情者 山陽小野田市新有帆町 19 番 1 号
杉山 晶等

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様



許せない！ 山田伸幸 議員の暴言

議員の最低限度の良識と市民の責任

意見広告

発行
令和2年2月

発行 山陽小野田市新有帆町19番1号

発行責任者

杉山晶等

発行にあたり

山田議員の心無い発言によって私も太陽産業株式会社の名誉が大きく傷つけられました。そのことは係争中ではありますが、弊社の主張も併せて「山陽小野田市議会議員」のあるべき姿について訴えたい。市民皆様と考えたいとの思いから今回意見広告の発行を決意しました。

出来事

1、議案提出

山陽小野田市議会平成30年9月定例会に議案第88号「東下津地区内水対策施設整備事業工事（電気機械設備工事）請負契約の締結について」が執行部より提出されました。

2、落札業者

右記1の工事については厳正な入札

が行われた結果、弊社太陽産業株式会社と株式会社安川電機の共同企業体が落札しました。【落札業者正式名称・安川・太陽共同企業体】

3、委員会審査

上記1に関する事業の是非については、担当する市議会産業建設常任委員会によって慎重に審査されその結果、問題もなく委員会において可決承認されました。

4、山田議員議場で突然の暴言

右記3の結果を踏まえ同年9月28日の本会議場において産業建設常任委員長から審査内容、委員会での可決について説明がありました。そこで山田伸幸氏から次のよう発言がありました。（以下「内議事録より」）

「この電気事業者については、私も以前、ある方から御相談を受けて、非常に厳しい労働条件、いわゆるブラック企業ではないかということと調査に入ったこともあるんですが、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために低価格入札をするのは、本当にいかなものかというふうに思うわけですが、この企業の実績等

については何か報告があったのでしょうか」とのことでした。

議員は何を言っても許される

うわさ話や陰口はどこにでもあるものです。しかし今回は市議会という公の場での発言です。

弊社は、山田氏に謝罪と訂正を求めましたが、謝罪がないどころか、「議員は何を言っても良い、議員にはその権利が保障されている」との対応でした。

山田議員の無責任発言

①「非常に厳しい労働条件」について何を以って「非常に厳しい」と言っているのか分かりません。「競争入札」です。その工事を獲得するために、会社としてこれまで蓄積してきた経験や、新たな技法の導入等により落札したものであり、労働条件については適正な環境において働いてもらっております。事実確認の無い決めつけの発言は無責任であり到底納得できません。

②「ブラック企業」について

山田氏は「ある方」からの相談と言われましたが、議場で批判するのであればその根拠を示す責任があるのではないのでしょうか。ブラック企業であれば「労働基準監督署」等、関係官庁の指導なりが入りますが、そのような事実は一切ありません。

③「調査に入ったこともある」について

山田氏が弊社及び安川電機に調査に入った事実はありません。さも自分が確認して証拠を握っているかのような虚偽の発言は誠に遺憾です。

④「低価格入札をするのは本当にいかがなものか」について

弊社の落札価格は不当に安いわけではありません。前述①に記述のとおり様々な工夫と努力によって品質の確保をされており、市役所担当部署に対しても説明をしご理解もいただき、工事完了検査も終え引き渡しをしています。

これらの山田氏の発言は弊社のみならず、自由主義経済を根底から否定するもので、その主張は、噂話と思ひ込みを議場で発信したという幼稚なもので、山田氏は経済活動の意味さえもご理解されて



山田伸幸議員
(市議会ホームページより)

いないようです。

法律以前の問題

議員の山田氏が言われるのですから市議会議員には「自由な発言の権利」が保障されているのでしよう。

しかし問題の本質は、法律論ではなく山田議員に躰レベルの道徳心が無いという事です。人を傷つけたら、相手に「ごめんなさい」が言えないとはどのような躰を受けられたのでしよう。

市民は泣き寝入り

議員は、市民による選挙で「地域発展」のための活動を委任された「権力者」です。市民の立場に配慮して発言を慎重にすることや、市民の立場を考慮して、「傷つけたとしたら悪かったね」の一言も言えない人に議員として「権力の行使」を行う資格があるのでしょうか。

自覚のない発言によって傷つく市民は議員特権だからと泣き寝入りするしかないのでしょうか。

選ぶのは市民

未来を決めるのも市民

市民の心を踏みにじる道徳心のない山田氏に街づくりができるとは到底思えません。長期にわたる議員生活に埋まり、権力の座に居座る山田氏のような議員は必要ありません。

このような議員を野放しにしている議会に問題はありませんが、これからの街づくりは行政や議会任せではなく私たち市民も参画していくことが求められています。

山陽小野田市も日々刻々と厳しさを増す中で、「権力者」による「弱者いじめ」などは言語道断です。

街づくり待ったなし

これからの時代は市民が声を出していることが必要です。

その成果は行政や議会が心から市民の声を聴くという姿勢を持つこと、そして私たち市民が「見て学び考え行動する」ことで実現できます。

今こそ、選ぶ責任についても熟考しなくてはなりません。

令和3年2月12日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929C-202
樋口 晋也

陳情書

株式会社小野田公衛社民営化に関わる疑惑について

主文

行政は、株式会社小野田公衛社（以下、「公衛社」という）の民営化の際に個人が公衛社を私物化することを知らずながら株を売却し民営化を行った疑いがある。このことは株式売却益についての議会承認を得るために詳細を報告しなかった可能性を示唆するもので、議会としては、承認した経緯からその事実解明を行うこと。

理由

行政への取材によると、公衛社の民営化にあたり、「市は、当時取締役3名と監査役1名の4名以外には株式は売却しない」という考えを公衛社に伝えていた。最終的に最後の株の売却となった段階で公衛社は「**氏**と**氏**の2名が株を買い取ることにした」ことを行政に伝え結果として20,000株のうち19,998株を会社の持ち株として、1株を**氏**（現代表取締役）、1株を**氏**（現取締役）に売却し公衛社は民営化されました。（政経ジャーナル平成30年12月第2号参照）

しかし平成30年の**氏**取締役の証言によると、民営化後、すぐに**氏**が「会社の方針」ということで**氏**の株を会社に譲ってほしいとの話があったため、**氏**はその話に従って自分の持ち株を手放したとのことでした。（政経ジャーナル平成30年8月創刊号参照）しかし**氏**が民営化後ただちに**氏**取締役から株式を取り戻したことから疑惑が出てきました。

当時の白井市長は委員会において「取締役が数人恐らく3人程度じゃなくて5人、7人というふうに、今度、全株式を譲渡してもらおうというふうなことが予定される中で、会社の経営体制を強化しようと、社長も非常に意欲を持っています」と発言しているにも関わらず、**氏**のこの行動は前市長の発言と相反することです。

氏は長年市役所に勤務され当時の市長に公衛社を託されました。この流れから考えると**氏**が個人的に公衛社を我が物にしようと企み、**氏**に即座に譲り渡しを迫る



ようなことをするとは考えにくいと思っています。

では何故、民営化後即座にそのように大胆なことができたのかという疑問です。

あくまでも想像の域を出ませんが、それを可能にすることができるのは行政と[]氏との間に民営化後は「[]氏の自由にしても良い」との話ができており、このことを[]取締役も承知の上であったからではないかという疑惑です。

平成30年には[]取締役は取材に応じましたが、この度、何度か訪問しましたが「取材には一切応じない」とのことでご本人の証言を得ることはできませんでした。

取材拒否自体にも違和感を覚えますし、平成28年2月12日の公衛社役員会第10号議案で「[]が所有している株の今後の取り扱い」が協議され、結論として「[]氏の[]が株を相続し、将来にわたり[]が株を所有する」旨の議決がされています。(政経ジャーナル平成30年12月第2号参照)

このような議決は一般常識から外れており長年公務員として勤められた[]氏が個人で起こせる行動ではないと感じています。

もしもこの民営化について行政が水面下でこれらを容認する約束をしたうえで議会承認を取り付けたとしたならば、背任行為であり事件性を持つことにも繋がることだと思っております。

公衛社の民営化について専門家の税理士に意見を求めたところ「一番の問題は行政が数億円もの価値のある会社を1人とか2人に渡してしまったことでしょう。行政が言うところの公共性公益性の高い業務であるならば、このように僅かな人たち、特に個人に全権を渡してしまうことは一般的には考えられない行為で根本的な問題として行政の責任は重い」と誰もが思う話でありました。(政経ジャーナル令和2年5月第4号参照)

そんな誰でもわかることを当時の行政は何故実行したのか、そこに真実が隠されているのではないかと考えております。

以上のように様々な視点から疑惑を持たざるを得ません。このことは公の場において真実を明らかにする必要があると考えています。

資料添付

意見広告、政経ジャーナル平成30年8月創刊号、政経ジャーナル平成30年12月号、政経ジャーナル令和2年5月号、政経ジャーナル令和2年12月号

- ・意見広告につきましては発行団体が現時点で解散されておりますので住所等は黒塗りしております。

以上



態実 報告

社衛公野小

株式会社

意見 広告

発行：政治団体

代表

労働災害事故「虚偽申請」事件

事故の瞬間

M氏（当時24歳）は現在、奥さんと子供2人の4人家族。
平成28年5月にこの会社に契約社員として入社した。入社後は新人講習は行われず現場で研修という、中小の企業ではよくある形。入社後半年くらいが経った、同年11月1日に事件は起きた。

山陽小野田市中川6丁目のお客さん宅での作業終了後に、本人は乗車するために、助手席に移動しドアを開けたところ、先輩社員が「近くやけえ、後ろで良い」といわれ、その指示に従った。

「後ろで良い」とは

次の汲み取り作業が近所である場合、助手席に乗車せずにし原回収のトラックの荷台最後部に足をかけつかまって移動すること。

入社後、初日からトラックの後ろにつかまっでの移動は、先輩の指示によるもので、その方法は日常的なものとなっていたので1日10回以上は、そのような形での移動があった。

この行為についてはM氏は違法であるであろうことは認識していたという。

しかし、この会社での現場社員による同様の行為は日常的なものであるという証言を得ています。

トラックがバックし始めたとき、M氏は後方に警察官を見つけ、「これは注意を受ける」と考え徐行しながらバックしているトラックの後方に飛び降りようとした。その瞬間、トラックがスピードを上げたために体勢を崩して路上に投げ出された。

頭部をめぐり、だんだんと迫りくるタイヤ。M氏はとにかく避けようと体をよじらせ横はいになった状態で、迫りくる車両の恐怖から両膝を抱えるような態勢を取ったところでトラックが体の上に乗ってきた。

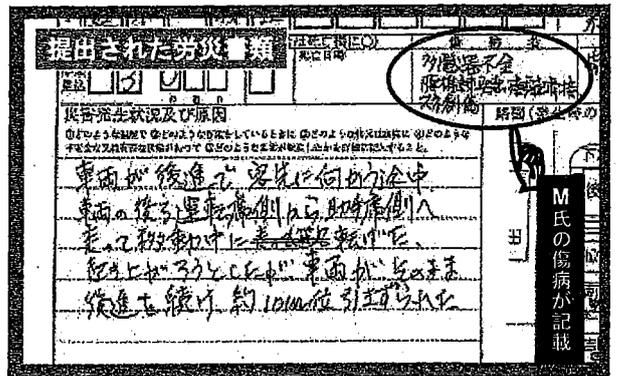
まだ現所が把握できていないドライバーは何も知らずにバックを続けていた。M氏の体を引きずりながら...

労災の虚偽申請

救急車で運ばれたM氏は2週間程度面会謝絶であった。家族が面会に来て痛みで話もできない状態が続いたという。

一般病棟に移り、社員や会社の上司、社長等が見舞いに訪れた中である日、事務の担当者から労災手続きをするための聞き取りが行われた。

当初その書類には、M氏の証言とおりの事実が記載されていたが、28年11月22日付けで提出された労災の書類は彼の供述と異なるものであった



虚偽申請は誰の指示か

事務担当者が勝手に虚偽申請をしたと考えるのは不自然であろう。

では誰の指示で行われたのか。この事件に対して労働基準監督署の調査が入ると聞いている。

彼は何故

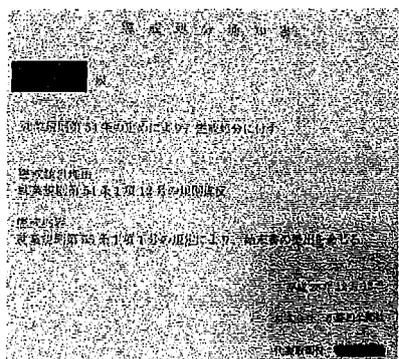
虚偽申請を認めた

M氏は虚偽の書類について「これを認めないと会社に居れないことになるのではないかと考え、事実と違う「災害発生状況及び原因」の記載について了承した」という。

その後M氏は、「軽作業であれば可能である」との医師の許しを得て現場復帰を果たしました。

まさかの懲戒処分

入院中にK役員とS課長が見舞いに訪れた際に正社員にしてやるからと言われていました。その言葉を信じ1年半働きました。未だ囁託社員です。それどころか、会社に復帰すると、会社から事故のことによる懲戒処分を受けたのです。



M氏が受けた懲戒処分通知書

M氏の決断、そして今

医師からは「これは後遺障害が残ります」と告げられていた中で、彼は自分と奥さん、子供との将来の生活に日々不安を募らせ、1つの決断をしました。事実を弁護士に相談・委任し、小野田公衛社に対し慰謝料の請求を今年6月18日に行っており。この請求が通らなければ訴訟も覚悟したとのこと。

彼は今、精神的な疾患を患い、会社を休職中です。果たしてM氏に復職の道が開かれるのでしょうか。

あなたの会社はどうですか 小野田公衛社のこれって問題？

懲戒処分事例

Ｔ氏 平成25年4月1日付け
課長職から一般職へ降格処分

まずは、降格処分の理由を見てみたい。

平成15年末頃、小野田公衛社の清掃遅れの指摘を受けた市は責任者に事情を聞くために連絡をしたところ、同社担当取締役よりＴ氏に代わりに行くよう指示された。市の聞き取りに対してＴ氏が正直に話しをしたところ、それが社長の思う方向に進まなかったことが1つの理由。

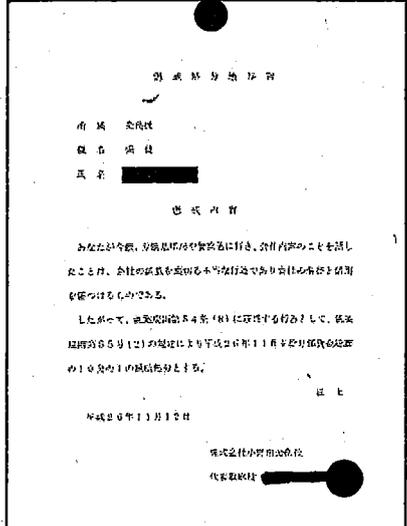
2つ目は、市が所有する浄化槽の維持管理契約の入札の際、上司に指示された金額を入札したが落札できなかった責任。

最後に3つ目は、平成21年8月ごろに当時互助会の会計をしていたＴ氏は互助会管理者が退職の際に通帳を引き継いだ。そうしたところ、社長より「通帳を提出しろ」と言われた。しかしＴ氏は会計の自分だけの判断では見せられないと考え、互助会長であるN氏の許可を得て受け取ってくれと返答をしたことで、何かやましいことがあると判断されたこと。

右記の理由を社長より口頭で一方的に告げられ、弁明の機会も与えられず、処分通知書も無いまま降格となりました。

K氏

平成26年11月12日 懲戒処分



【K氏の懲戒処分通知書】

当然、労基から会社に事実確認があったようです。その後、K氏が社長に話しに行ったところ、「お前、本当ならクビなんぞ、病院にいったんやろう、警察に言ったんやろうが」、「会社の人のことを他人に言わない念書を書け」と強要されました。納得のいかないK氏は労基にこのことを相談したが、「これはもう、パワハラ相談でなくて全然違う話になってきている」と労基の担当者から言われ、「仕事に戻る気なら警察への相談も止めた方がいい」とアドバイスを受けたのでK氏は生活のことも考え、警察・労基への相談を止め、10月16日社長に念書を提出し業務に復帰しました。

そしてある日突然K氏に懲戒処分通知書が渡され処分されました。減給処分でした。

弱者であるT氏・前述のK氏の二人は何もできず、現在も黙々と小野田公衛社で働いています。

誰にでも起りうる
労働問題。

自らの権利を守るために、

戦う決断。

あなたはできますか？

市長との約束

平成24年3月1日に小野田公衛社は白井市長あての文書で「役員任期は2年でありますが(中略)弊社の業務に深い知識と理解のある人物でない限り役員に選任することはありません」との約束をしております。

現役員は本当に「業務に深い知識と理解のある」人物なのでしょうか？

そうです。

あなたのことです！

これからも
見続けます。

私たちは、山口県内で「TOO MUCH PAIN (たくさんさんの痛み)」をスローガンに掲げ、労使関係の現状・あり方についての調査研究・情報発信、また雇用者との交渉を行い、弱者である労働者の権利を守り、その地位の確立を図ることにより、青く晴れた心で生活できる社会の実現を目指して活動しています。

政経ジャーナル

独自取材 小野田公衛社の実態 明らかになる

私たちは、6月28日の意見広告を受け市役所を訪ね担当部長に今回の一連の事件についての現状認識について取材した。

行政の見解

「小野田公衛社は、民間事業所であることから、意見広告に記載される労働問題について事実確認を行う権限はなく、行政としてコメントする立場にないが、小野田公衛社が行う「し尿収集運搬業務」は、自治体責務の1つであり公共性・公益性の高い業務である」

当会の判断

上記行政の話を読まえて、小野田公衛社をこのまま見過ごすことは、最終的に市民生活に多大な悪影響を及ぼす恐れを懸念し、私たちは本格的に調査を行うこととした。

調査を進めると、6月28日の労働問題研究所の小野田公衛社の問題提起は事実上の内部告発であった。

そしてそれは、行政から天下った現社長が発端であることが明らかとなったので、市民の皆さんに報告することとした。(当会については裏面を)

公開質問状

私たちはまず、小野田公衛社社長に「公開質問状」を提出し、面談の上で回答を受けた。(Facebook 参照)

しかし意見広告にあった不当な降格処分・不当な減給処分等については、「個人情報」を理由に「コメントしない」とのことだった。

事件を否定しないことには驚いたが、私たちの独自取材によってもこれらの事件は事実であるとの結論を持っている。しかし社長は何の反省も、撤回の姿勢もなく、「今後そのようなことが無いように取り組む」等の前向きな回答さえもなかった。

親族の役員登用について

社長の●が今年6月1日取締役にと就任された件については、『女性社員が現場も含め3分の1くらいになってきており女性役員の登用で「女性の労働環境について、休憩・トイレ・体力等」、月に1回出てもらい意見を貰うこととしている』との回答であった。

女性登用や女性のための職場環境の整備が大切なのは当然のことながら、果たしてそれが真実の理由なのか、その全容は裏面に。

社内での様々な出来事

1、社員冷遇？

小野田公衛社では年2回の賞与がある。賞与は基本給から算定したものと別に、全社員一律30,000円が夏と年末の賞与に乗せられて支給されていた。

しかし、昨年末賞与の一律支給分は全員10,000円のカットとなった。理由は業績不振との説明であった。しかし同年夏、社長は社用車として新車のクラウンを購入している。

その車については今年春に監査役が不適切であるので自己負担で購入すべきと指摘したが今現在、なし崩し的に支払われているという。(8月初旬現在)

1、パワハラ会議？

会議室にて、社長からひと言、「これから会議を始める。よく聞くように。皆さんの

事故発生

先月7月30日午後5時4分ころ、赤崎三丁目パキュームカーの運転手が車のコントロールを失いスリップしながら対向車線にはみ出し、左車線に持ち直したが、そのまま縁石に乗り上げ歩道を塞ぐ単独事故を起こした。タイヤのスリップ痕は40mにも及び、6時35分まで警察の誘導の中で、1時間半もの間、片側通行で渋滞が起きていた。その間、社長以下管理職は誰も現場に出向いていなかったという。幸い対向車・通行人もいなかったため、ケガ人が出なかったことは不幸中の幸いである。

今回の事故は、予備車での事故であった。余裕のない人員配置で、業務に追われ禁止される1人が運転している中で起きた事故である。

事故を起こした運転手は過去に免許取り消しや人身事故を起こした経緯もあり、安全運転管理者は社長に「彼に運転させるのは問題がある」ことを進言していたというが、...

言うことは一切聞きません。私の言うことが聞けない方は処分します」そう発言して会議が始まり、自分の発言が終わると会議室を出て行っているという。

1、利益重視の合理化計画？

合理化という名のもとで人員削減が行われた。そして7月からは1台の車両が予備車となった。

人員削減前であれば浄化槽課が多忙で現場をこなせないときは業務課に応援依頼をして営業時間内に作業を終えるところだが、車両が減らされている状況で応援を頼むこともできず、無理な作業内容で急ぐあまりに速度超過になったり、作業自体が雑になってしまうことも起きてきている。

本来は車両については事故防止等の理由から単独での運転移動は禁止されているが、人員が足りず、時間もないために1人で予備車を稼働させることは日常的になっている。

しかも事故後、会社は安全運転者講習や、社内社員に事故の報告・注意喚起をすることもなかった。この事案もまた誰かを懲戒処分にして終わらせたのだろうか。



起きるべくして起きた事故で、負の連鎖が始まっている？

どうなる？市民サービス

私たちが危惧することは、これら一連の事件や合理化によって起きる、市民サービスの低下である。

1つ1つは小さなことだが、一度失った信頼を取り戻すことは容易ではない。

取材時に、ある社員が私に言った。「どンドン事実を書いてくれ、もう、... もたない...」

小野田公衛社を私物化？

私たちは、取材をする中で衝撃的な情報を入手した。

平成 28 年初旬の小野田公衛社の役員会において、社長が所有する 1 株の取り扱いについて、

将来に渡って社長一家が株を所有する。

そして社長に何かあったときは、 が株主になることが確認されたという。

表紙面で記述した の取締役就任も既定路線であるようだ。女性の登用と言うならば現在いる女性社員からの登用は？適任者がいない？誠に失礼な話である。

天下りで得た地位に固執するこの姿勢は、市民の目にどう映るのでしょうか。社員の目には？ご家族の目には？

問題の本質

元々は市役所で部長職にあった現社長がある意味偶然に天下った会社を社長一家で独占するという話である。

様々な事例の全てはここから始まっているように考えざるを得ません。

行政のコメントにもあるように、公共性・公益性の高い会社をこのままにしておくことは、市民サービスの低下につながるものと考えており、私たちは上記の話を重要な問題として捉えています。

公開質問状

8月10日、小野田公衛社を通じて取締役の に公開質問状を提出した。

内容は次の4つ。

- 1、取締役就任は、あなたの意思か。
- 1、現女性社員を取締役にすべきでは。
- 1、取締役を辞任する考えはないか。
- 1、取締役会以外には出社せずいるが業務に関心がないのか。

8月20日に文書にて回答を得たが「 は既に取締役に辞任しているの、質問には回答

しない」とのことだった。

調べてみると、8月10日付けで辞任の手続きが取られていた。

新たな疑問

女性役員の登用の必要性を訴えていた社長であるが、2ヶ月余りでの突然の取締役辞任。何故なのか？その理由は明らかにされていない。

が を思う気持ちを否定する気はないが、どのような気持ちでこの会社を運営しているのか。 も被害者に思えてくる。

社長の も公衛社に？

ある取締役の話として社内では周知されているという、「来春から が事務員として入社する」との情報から を取材したが本人は「全く知らない」とのことだった。

情報提供者の話によると、「6月28日の意見広告が出たことで、この話は無しになった」とのことである。

家族のための行動が、 さえも巻き込んでしまっているように思えてしまう。

6月28日の意見広告、当会の公開質問状をご覧になりたい方は、樋口晋也個人の Facebook をご覧ください。アップしています。

気が付けば株主は1人

小野田公衛社は山陽小野田市が経営する会社でしたが、平成25年に民営化された。

その時、現在の社長と、別の取締役がそれぞれ1株を所有し、残りは持ち株会社として会社が保有することで民営化された。当時、1人株主に不安を覚えた行政の指導によって、2人が株主になった経緯があるという。

その取締役への取材によると、『民営化後早々に社長から「会社の方針」との申し出により自分の株は会社が買い取り、それ以後、社長1人だけが株主』ということでした。

そうして左記の役員会において確認がなされたということです。

6月28日意見広告追跡調査

人身事故での労災虚偽記載について

虚偽記載について、私たちは書類の下書きの段階で記入された内容と、提出された書類が違うという証言者の話を聞くことができた。そのことについて、記入した事務員に何度も問いただしたが、誰を庇っているのか、かたくなに「間違っていない」と言う。彼女は何かを恐れている1人なのかかもしれない。

事故で後遺障害をもった彼のその後

彼が弁護士を通じて、会社に損害賠償請求をしたところ、通常の3倍程度の金額で示談されるという話だ。

しかも不思議なことに、金額についてはまったく交渉されず、社長は要求された全額を支払うことを認めたという。

取材では一切反省の弁がなかった社長だが、実際は後ろめたいところがあったのか？彼にとっては良かったが、会社に損害を与えたともとれる。

責任はない？

公開質問状の最後に、社長の責任の所在と処分について聞いた。

社長の回答は次の通りであった。

「今回のことに驚いているし、残念ではあるが、責任を取ることは考えてない」

会社は社員のもの？ 社長のもの？

社長に家族がいて、ご家庭があるように、20数人の社員一人ひとりにも、親・兄弟・子供・配偶者とそれぞれの家庭があり、生活があります。誰もが自分の家族が一番です。

しかし、あなたが創業した会社ですか？

トップとして果たすべき役割があります。社長が取ってこられた行動について自ら考えていただきたい。

この会社は、社員のため、市民のための会社ではないでしょうか？

公衛社社員・市民の皆さんへ

自分たちの会社、市民のための会社を「普通の環境」、「普通の会社」にしませんか。

この会社を変えるのは、市民の声・あなたたち社員の声です。

匿名で構いません。

当会にメールでもお電話でも結構です。

一緒に考えましょう！

発行元 政経フォーラム 21

代表 樋口晋也

山陽小野田市大字小野田 840-3 B103

TEL

MAIL

政経フォーラム 21 とは

地域の政治・経済の調査研究また、様々な活動を通じて、地域の発展に寄与することを目的とした政治団体です。

今後、このまちの未来のために、定期的に本紙を発行していく予定です。

政経ジャーナル

平成30年12月 第2号

8月の創刊号での当会の主張に対して小野田公衛社の社長は何一つ事実を認めることもなく、襟を正すとの意思表示もありませんでした。

また、行政においては前号を踏まえてのコメントを求めましたが、「公衛社の業務

については、「市民サービス」に悪影響を及ぼすようなことがない限り、行政としてはコメントする立場にありません」とのことで、残念ながら、あくまでも現状は社内問題であり、小野田公衛社に対して指導を行う立場にないという回答でした。

本当に行政に責任は無いのでしょうか。過去を紐解いて、氏と行政の責任について検証してみたいと思います。

平成25年6月 給料日の出来事

民営化直前の給料日。当時は全て手渡しで支給されていたそうです。

K氏は給与受け取りの為に事務所に行き、事務員数名がいる皆の前で、

K氏「お疲れ様です」、氏「なんか！」

K氏は給与受領印を氏に渡し、氏は書類に押印し印鑑をK氏に返却。当然その距離は1m以内の近距離でした。

そのやり取りの中で、K氏「給料を受け取りに来ました」

氏「なあ〜んか要るんか、ホラッ!」と、目の前のK氏に手渡さず、横の机に給与の封筒を放り投げた。K氏は黙ってそれを拾い上げ事務所に後しました。

この件に関して当時のことをよく知る人物によると、「K氏は社長に好かれてないからだと思います」と当時を振り返り、続けて「さんに意見を言うとか会社に居れなくなるから我慢したのでしょうか」とのことでした。

当時から社長の人間性も大きく問題視される中で、労働環境の改善、正常化を求める声が上がリ、K氏の出来事も1つのきっかけとなり、約2ヶ月後、公衛社労働組合有志によって、市長・議長へ「要望書」の提出へと繋がっていきました。

市長に提出された要望書

右の「要望書」は組合員総数21名の内、過半数を超える12名の連名で提出されました。「何とか民営化前に正常化してほしい」と平成25年8月27日に、市長及び議長に提出されたものです。(右写真：参照)

社長は要望書が出された翌日の昼休みに全社員を集め、「この要望書はどうか!!」と声を荒げた。「そこに書いてある通りじゃないですか、だから賛同しました」、また「不当処分してるじゃないですか」と2人の者が発言しましたが、社長の強権におびえる者たちは口を開くことはできなかったという。社長は、「こんなことをして、会社を潰す気か」と言い放ちその事実を一切認めることをしなかったということでした。

その後しばらくして社員が会議室に集まった時に社長から話がありました。

「要望書の件は市長に呼ばれ説明した。市長からは『その会社はお前に任せているんだから』と言われた。俺は何かあっても年金があるから大丈夫だが、お前たちは会社がなくなったら困るだろう。だからこの件は終わり、水に流すので処分はしない」とのことで、そのまま闇へと葬り去られたようです。

行政の対応

要望書を受けた市の担当部署では供覧はされましたが、この要望書について正式な調査や、文書による返答は行われませんでした。

パンドラの箱

しかし、この「要望書」がきっかけとなり、行政は「1人株主で民営化」の方向を軌道修正することにしたそうです。

独裁にならぬよう、「2人株主」での民営化です。これによって、「一筋の希望」は残されたのですが、....

民営化後 1人株主に

2人目の株主N取締役は民営化後ただちに株を売却したそうです。N氏に理由を尋ねると、「勿論、取締役としての責任を負っていることは認識しているが、私は行政マンとして長年働いてきており、会社運営のプロではない。社長から「会社の方針」ということで申し出があり、それを拒否する理由はなかった」とのことでした。

その「会社の方針」とは、なんであったのか、全く見えてきません。

開かれた独裁への扉

こうして氏は、僅か9,737円で(株)小野田公衛社ただ1人の株主となり、平成26年にいよいよ社長独裁への扉が開かれたのです。

(下記【参考資料】参照)

行政の責任

小野田公衛社労働組合は「民営化される前に」、「完全に行政の手が離れてからでは遅い」との認識から、勇気をもって要望書を行政に提出したのです。

その要望書について、行政は調査することなく、民営化した今、「今は民間企業だからその立場にない」というのは、余りにも無責任のように感じます。過去の清算の為に、行政こそが健全化を指導すべき責任にあるのではないのでしょうか。

【参考資料】 山陽小野田市保有の公衛社株の流れ (株総数：20,000株)

契約締結日	買主	買取株数	1株買取金額	納付期限
平成24年 2月15日	小野田公衛社	13,900株	14,512円	平成24年 3月21日
平成24年11月21日	小野田公衛社	1,600株	8,694円	平成24年11月28日
平成25年11月19日	小野田公衛社	4,498株	9,737円	平成25年12月25日
平成25年11月19日	代表取締役	1株	9,737円	平成25年12月25日
平成25年11月19日	N取締役	1株	9,737円	平成25年12月25日

(小数点四捨五入)

※この一覧は、市の情報公開条例によって公開された契約書を一覧にまとめたものです。

独裁体制確立の文書入手

平成 26 年に 1 人株主となった氏はその 2 年後、次の手に打って出ました。

入手した右の役員会「確認書」をご覧ください。(原文のまま)

何と役員会で「将来にわたって」「が」、また、亡くなった後には「が株主に」との確認がなされ文書で残されていました。

氏は行政出身であり、担当部長であっただけで、会社を我が物とし、独裁への基礎を着々と築いていっているのです。

合理化で報酬 100 万円

経営責任者である氏の行った会社の合理化・健全化はどのようなものであったのでしょうか。

1. 人員削減

平成 24 年に 24 名だった組合員数は、現在 17 名 (10 月時点) でした。

2. バキュームカーの削減

人員削減に伴い、今年 7 月より車両 1 台を予備車両にまわした。

3. 昇給率のカット

民営化に向けて 25 年 1 月より社員給与の昇給率がカットされた。

4. 女性の労働環境改善

女性の労働環境について、女性の立場から意見をもらうことを目的に、社長のを取締役に選任した。

合理化の実態

1 については、今年 5 月から 10 月末までの僅か半年間だけで 6 名もの退職者が出た異常事態です。2 については、前号でも触れましたが、当時ほど頻繁ではないにしろ、未だに予備車両が 1 人で運行されており、社内ルールが守られず、現場が回らない旨を氏に伝えたところ、1 人で運行することが分かっているのに「予備車を使え」との指示が出たこともあるという。

4 については、平成 30 年 6 月に氏が取締役に就任したが、僅か 2 ヶ月余りの 8 月 10 日に辞任。その後、女性役員の登用

平成 28 年 2 月 12 日 (金) 10 時 30 分から (株) 小野田公衛社において、役員会を開催し「第 10 号議案 代表取締役

が所有している株の今後の取り扱い」を協議し、結論として「相続」の方法で将来にわたって が 1 人株主とし、株を所有していくことを承認した。

代表取締役の死亡後は、 の 1 人である が株主になるが、その身分や待遇については、別紙のとおりとする。また下記のことについてお互い守っていくことを確認しておくこととする。

は勿論、女性職員の環境・改善等は聞き取りも含め、行われていないということです。

結局、女性の労働環境改善は、登用のための隠れ蓑だったように思われます。

合理化と社長の待遇

そんな社長、さぞかし熱心に経営者として働かれているだろうと、社長の勤怠の状況を 9 月後半から 11 月初旬にかけて 30 営業日の間、追いかけてみました。

出勤時間については、その内 4 日間は未確認ですが、残り 26 日の中で見てみると、定時出社が 9 回だけで、残りの 17 日間は 9 時頃から 10 時半の出勤でした。

退社時間を見てみると、10 時頃～12 時頃までの退社が 11 回で、14 時頃～15 時頃の退社が 10 回でした。社長に勤務時間の制約は無いとはいえ、平日の日に宇部のパチンコ屋での目撃情報が幾度となくあります。

誠にうらやましい限りです。

合理化は、前述の社員給与の昇給率の引き下げに加え、社員の年末賞与が当初より 0.3 倍引き下げられているそうです。

気に入らない者への不当処分やパワハラを行う傍らで、過去には車両手当として月額 6 万円以上を受取り、社長車としてクラウンを購入しています。

そして、当時 30 万円であった社長の報酬は月額 100 万円に引き上げられているということです。

市議会の動き

市議会では、「行政が責任をもって行うこと」との認識からか、この取り扱いに苦慮したのか、要望書が取り上げられませんでした。議会の動きを追いました。

市議会でも出た意見

昨年、平成 29 年 9 月 1 日の一般会計予算決算常任委員会に置いて、下瀬委員 (当時) が 1 人株主の状態について「(前略) これはいろんな事業に支障をきたす事態が起こっているということ、いろんな内部告発が起こっています。パワハラ、セクハラ、もういろんな問題が今起こっていますし、早く言えば、独裁体制が敷かれている。(中略) 今後きちんとした行政指導も含めて、いろんな対応を是非していくということについては、今後の対応なんで、これはお願いしたいと思います」と昨年段階で公衛社の問題を認識され、市議会の委員会で発言がありました。

また、平成 30 年 9 月 6 日の民生福祉一般会計分科会で、副議長の矢田委員の発言でも公衛社問題が取り上げられました。

問題の本質

来年には社長から新たな社長人事に向けた動きがあると思われます。

社長が交代し、新しい体制が確立され、社員が安心して汗を流せる会社になることは望めますが、この公衛社問題は果たしてそれで終わるのでしょうか。

前述のように、行政が独裁を懸念し 2 人株主体制としたのに、いとも簡単に 1 人株主となりました。未来永劫「」のみが株主として君臨し続けるのでしょうか。

新社長が就任したときには、高額な社長退職金を受け取り会長なりに就任し、引き続き報酬を得るのか、はたまた唯一の株主として株主配当を取り続けるのか。そしてその後は相続した、またその子供へと繋がっていくのか。今後もしっかりと見ていかねばならないと考えています。

氏と行政に求めること

この問題は、家単独での株主が重要であり、「社長交代で解決」と時間切れを待つことは許されません。

行政と氏に求められるのは、「改めるをはばからず」の姿勢ではないでしょうか。

編集後記

『東京ディズニーランドの社員が会社を訴えた。意見陳述で「長年耐えてきましたが、我慢するだけでは何も変わりません。パワハラがない、安心して働き続けられる職場になるのが私の夢です」と涙を流した。』

また「裁判を起こすのはとても勇気が必要でしたが、声をあげることが現場で良くしてくれた方への恩返しだと思っています」と。公衛社社員は何を思うのだろう。

先日、日産会長カルロス・ゴーン氏「逮捕」の NEWS が飛び込んできました。

情報も錯そうしていますが、いづれにせよゴーン容疑者にまつわる「権力とお金」の話です。人間の欲は尽きることは無いようで、それが人間の「本質」なのでしょう。

日産西川社長の会見では、「権力が集中していたこと」を原因として触れていましたが、コーポレートガバナンスの問題は「小野田公衛社問題」と重なっています。改めて「権力の集中」の「弊害」を認識させられた事件です。独裁者の末路はいかに。

次号、「市民の声」等を取り上げます。

発刊元

政経フォーラム 21

代表 樋口晋也

山陽小野田市大字小野田 3929 G-202

TEL

MAIL

政経フォーラム 21 とは

地域の政治・経済の調査研究また、様々な活動を通じて、地域の発展に寄与することを目的とした政治団体です。市民の声を、お待ちしております。

政経ジャーナル

またまた発売 小野田公衛社の労働問題

公衛社パワハラいじめ容認事件

R君(35歳)今年1月に約8年間勤務していた会社を退職した。結婚を考えての転職である。そして小野田公衛社(株)に応募、2月17日より勤務となった彼の証言である。

初日、社長から「暴力行為は即刻クビ」と言われた。まあ自分の印象が悪かったのだろうがいい気持ちではない。

そしてS部長からS元課長と、Iを紹介されたが都合により、S元課長と二人での業務となった。

当然、初めての現場。いきなり「ホース突っ込んで吸うだけ」と言われ、分からないまま突っ込んだら「そこまでやっとうする」と叱責。「黒いふたがあるからそこにホースを持っていけ」といわれた。どこにあるのか見当もつかない。S元課長は「あっちにある」と漠然とした指示。焦って探すがその最中も「早くしろ」と追い込まれ混乱する。教え方も一気に一通り口頭で言うだけで「あとは自分でやれ」と放置。ミスをする、と「教えたことがなぜできないのか」と追い込まれる。「お前素人か!」と突っ込まれ「すみません」というしかない。そんな日常が続いた。

3月の初旬、作業中に「お前なんでこの会社に来たのか、楽そうだから来たんだろ」「お前はここはあつていないから他探したほうがいい」といわれた。

S元課長の言葉は「辞めろ」と言っているように感じた。仕事に厳しい人だと思ってしまうようにしたが、入社して1ヶ月もたたないのに何故ここまで言われなくてはならないのか。悔しい思いをしたが、とにかく「すみません」

と謝ってその場をしのぐしかなかった。

こうした日々を重ねる中で、S元課長と一緒に働きたくない、関わりたくない、配置換えをしてほしいと考えるようになった。

3月中旬、体調不良で倒れそうで、S元課長に午後休を申し出たら、怒りに任せ「何なんか! 痛れ!」と。これがきっかけでずるずると会社を休んだ。父親位の年齢のS元課長の言葉はとてきつく感じどうしようもないところまで追い込まれていた。

3月30日にこれ以上会社に迷惑をかけれないと、場所移動(配置換え)をお願いすることを決断した。それが無理なら退職するしかないとも考えていた。

出勤してS部長に、パワハラ、いじめの

小野田公衛社S部長

小野田公衛社に昨年春に市の経済部長の職にあったS氏が部長として迎え入れられた。この件について市内の女性から「結局社長の会社の私物化で、好き勝手な人事をしているのはおかしいのではないか」とご意見をいただいた。とはいえ市の部長職にあつた方でその人物評価は高い。

だからこそ上記のようなパワハラ問題に対してしっかりとした対処を期待していたが残念でならない。

このS部長は今年6月社長就任内定してるとの話であるが、氏の呪縛から解かれ、労働者の生活を考えられる経営を行われることを期待したい。

【資料1: 公衛社の金員譲渡一覧】

相手先	項目	金額	執行日
山陽小野田市	寄付金	100,000,000円	平成19年8月2日
山陽小野田市	配当金	16,441,000円	平成21年5月29日
山陽小野田市	配当金	29,500,000円	平成22年6月2日
山陽小野田市	配当金	412,000円	平成23年6月6日
山陽小野田市	配当金	744,000円	平成24年6月6日
山陽小野田市	配当金	1,234,000円	平成25年6月10日
	総計	148,331,000円	

話をして「場所移動させてほしい。それが無理なら今日限り辞めさせてほしい」と申し出たところS部長から「今は取りあえず一旦帰り、13時にもう一度来てくれ」と言われた。社長と相談するような感じだった。

午後会社に行くと、S部長と事務員の2名で社長は居なかった。

①君だけ場所移動という特例はできない皆のわがままを聞くわけにはいかないから。
②何とかしてやりたいが移動させると他の者が何故R君だけかということになってしまうのでできない。と言われた。

そして同情されるように事務員から、「あの人(S元課長)は昔からそんな感じで、いつも新人が辞めていくんよ」と。僕の理解者はいないことを悟り、退職を伝えると「なら手続きをとりよう」とその場で退職となった。

必ず儲かる小野田公衛社

「合特法」という法律をご存知でしょうか。これは簡単に言うと、し尿の収集運搬を主たる業務とする小野田公衛社は下水道が普及すればするほど顧客数が減少し、それに伴って会社の利益も減少することになります。しかし毎回述べていますように小野田公衛社の業務は公共性・公益性の高い業務で、行政が責任をもつことが求められていることから、業務が減り会社の健全な運営が危ぶまれるときには行政が別の形で仕事を発注することでそのマイナス分の補填を行うことができるという法律です。

どんだけ儲ける?

そして守られてきた公衛社の経営状態はどうなのでしょう。公衛社が市に寄付や

株式配当金として渡した金員について平成19年以降を調べました。(上記資料1参照) ご覧いただければわかりますが、本会が調査した6年間だけで、約1億5000万円もの金員が市に渡っています。

平成23年、24年、25年の3年間は少額となっていますが、前号でお伝えしたように、平成24年から2年間で民営化のために公衛社は、市に2億円以上を支払って株を買って取っています。

寄付をしたり配当金を支払っても尚、株を買って取る2億円以上のお金があつたということで、十分すぎる利益が出ている会社だということがわかります。

行政の責任は?

行政は合特法に基づいて仕事を出す場合に、公衛社の決算書で役員報酬がどうなっているのか、社員の給与がどうなのか賞与がどうなっているのか、内部留保がどの程度あるか等については一切チェックしていないとのこと。

あくまでも合特法が適応された当時から、業務が減少した分を補填するというので、財務状況のチェックは行われていないという、まことに羨ましい限りの法律です。

何億円の資産があるのか、そのようなことは関係なく、今の仕事が減るので仕事を下さいと要求が来たら仕事を出す。という運用をしているということで、極めて社会性を欠く運用と言わざるを得ません。

そして今現在も合特法に基づいて業務の要求が行政に上がっているという話です。

公衛社問題は警察も絡み事件化？

小野田公衛社(株) 代表取締役

氏 名誉棄損

同社 取締役(当時)

氏 つきまとい

で筆者を告発

もちろん 不起訴

小野田公衛社(株)の労働問題、社長の問題、併せて取締役就任の疑義等についてこれまで本紙で報じたところ、筆者個人が刑事告発されました。

そのため筆者は一昨年に1回、昨年3月初旬に2回と小野田署に呼ばれ事情聴取を受けました。

情報によると、記事になった皆さんも警察の聴取を受けられたようですが、記事については全て事実であると証言されたようです。

筆者の調書は平成31年3月20日に宇部の検察庁に送付され、検事から事情聴取がありました。結果、7月1日付けの不起訴処分告知書が検事名で送付されてきました。

名誉棄損事件

筆者が告発された名誉毀損とは、刑法第230条第1項「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」とあり、他人の名声や信用といった人格的価値について社会から受ける評価を違法に低下させることです。

しかし「名誉毀損の要件を満たしていても、公共性がある、公益性があること。そして真実である又は真実相当性が認められる。この3点すべてに当てはまる場合は違法性が「阻却」される。つまり名誉毀損罪は成立しない」ということです。

墓穴を掘った社長

筆者が告発されたことはともかくとして、もう一度整理してみましょう。

筆者が社長の名誉を傷つけた可能性は否定できませんが、公共性があり、公益性があり、真実であるために名誉棄損にならなかったといえます。

つまり本紙で訴えてきた数々の労働問題や、将来にわたって家が株を所有していくことを承認したという役員会の決定、社員処遇の悪化や自分自身の優遇策など、過去に記事となった全てが、筆者の不起訴によって事実であることの証明になりました。

しかし、不当な処分を受けた社員に対して未だに何の謝罪もなければ、処分取り消しの決定もされておらず、その当事者たちの心中を察すると切ない思いです。

つきまとい事件

また取締役への「つきまとい」ということですが、筆者の名誉のために敢えて書きます。「取締役は取締役就任直後もほとんど会社に来ることはなく日々遊技場に入り浸っている」との情報から、その事実確認を2週間程度行いました。筆者はその事実を社長と取締役に示し、取締役としていかがかと質問状を出しただけです。筆者は取材対象者に対してつきまといを行うほど暇人ではありません。

発行：政経フォーラム21
発行責任者：政経フォーラム21
代表 樋口晋也
山陽小野田市小野田3929 C-202

本会は皆さんの寄付によって活動しています。

利己主義の社長と無責任体質の行政

給与問題

何度か触れたように、小野田公衛社は元々山陽小野田市(旧小野田市)が運営していました。

ですから給与体系は市の職員と同等の処遇でした。市民生活に欠かすことのできない業務の公益性から考えれば当然のことです。

しかし氏の社長就任によって昇給率のダウンや賞与カットが平然と行われてきました。その上で以前にも書きましたが、自らの報酬を月額100万円に引き上げたことも。また社用車としてクラウンを購入したりの独裁経営でした。(もともと、クラウンについては本紙で追及したことが理由か定かではありませんが、すぐに売却しております)

公務員並みの給与は高すぎるから下げても当然という声もあります。

しかし果たしてそうでしょうか。繰り返しますが、行政は言っています。「小野田公衛社の業務は、本来は行政の責によって行われるべき公共性・公益性の高い業務である」と。

言ってみれば行政の責任で行うべき業務を民営化しているということですから、公務員と同等の身分が保証されることは当然のことと言えるのではないのでしょうか。

また、「民間としては、儲かっていないときに給与が下がるのは当然ではないこと」という意見もあります。

しかし「儲かっていないとき??」小野田公衛社は先に述べたように合税法で守られています。

仕事が少ないならば、法律に則り行政から仕事もらえるのです。

儲かっている会社ですから、それを社員に還元することをほめる理由はありません。

社長が何故社員の待遇を悪くするのか明確な理由は明らかになっていません。

これだけ法律で守られ、数億円という資産を持つ小野田公衛社が氏の一存でどうにでもできる状態にあることに私たちは恐れを感じているのです。

税理士の所見と公開質問状

公衛社の様々な問題をどのように捉えているか行政に対して公開質問状を出したところ以下のような回答をいただいた。

1、法的な問題がないことは承知しておりますが、リスクマネジメントの観点から2人の個人への株譲渡に問題は無かったか

回答 書面で合意しており、問題ない。

2、今後将来、(株)小野田公衛社に反社会勢力の関りが出た場合の行政責任はないのか

回答 行政責任はない。

3、上記2のリスクについて(株)小野田公衛社と何らかの協議等の考えはないか

回答 現在のところ特に協議の予定はない。

4、当時を総括し、時の行政判断に間違いなかったか

回答 議会の議決を得ており、間違いのないものとする。

以上、「前市長時代のことで過去のこと」のような回答でした。

本会は、税理士に全ての経緯を話し意見を求めたところ次のような回答が返ってきました。(一部抜粋)

「事実とすればさんって酷いですね。しかし1番の問題は、行政が数億円もの価値のある会社を1人とか2人に渡してしまったことでしょう。行政が言うところの公共性・公益性が高い業務であるならば、このように僅かな人たち、特に個人に全権を渡してしまうことは一般的には考えられない行為で、根本的な問題として行政の責任は重い」とのことでした。行政への質問には税理士の意見も付けて出したのですが、今後どうなる?」

政経ジャーナル

小野田公衛社のコロナ問題から見えるその実態

今回の取材は一通の「お詫び状」から始まった。それは9月1日付で株式会社小野田公衛社代表取締役〇〇〇〇名で社内でコロナ感染者が出たことの市民へのお詫びでした。

新社長に期待

以前から噂のあった〇〇〇氏が市役所を退官され昨年春に小野田公衛社の部長職で入社。

2020年6月の株主総会において代表取締役役に就任されました。

社員や公衛社問題に関心のある者は、これで「会社の正常化」がすすむことを期待していました。

クラスター発生

右の一覧にありますように、8月22日にコロナ感染者が1名出ました。

保健所の指示を受けるため24日(月)は休業となり、感染者との濃厚接触者は検査を受けることとなりました。

翌日の25日(火)は一部の者が業務につきました。

その日の夕刻、前日24日の検査結果が判明、クラスターの発生が確認され全国ニュースとなったことはご存じと思います。

二次感染 危機一髪

クラスターが発生した25日の朝、業務につく社員に〇〇〇社長は、「コロナのことはお客さんに言わないでくれ、まだ1人だけだし・・・」と指示がありました。

しかし一部の社員は「お客さんに接する状況があるのにそんなことはできない」と反発。

その訪問先には医療機関もあり、社員の

機転でコロナのことを電話で伝え、カギを外においてもらうことで二次感染を回避したという。その社員は「医療機関に広がらなかったことは良かった」と取材に答えていました。

お粗末な対応

感染確認が取れたことから2週間の休業となりましたが、お粗末な対応は前述にとどまりませんでした。

9月4日まで休業となった公衛社ですがコロナの件を知らない市民からは汲み取り依頼の電話がに掛かります。しかしいつ掛けても留守番電話でその内容は、「本日の営業は終了しました・・・」と通常のアナウンスのまま放置、困った市民は市役所に連絡し山陽の業者を紹介さるといふ事例が数件発生。その後留守電は変更されましたが連絡先の案内はないままでした。



組合が不当処分撤回を要望

コロナ感染騒動も落ち着いたところで、小野田公衛社労働組合は〇〇〇社長に対して〇〇氏が過去に行ったT氏とK氏の処分の説明及びその撤回を求めました。

処分を受けた両名は今なお、公衛社に在職中であることから、〇〇社長時代とは変わって〇〇〇新社長であれば本人からの聞き取り調査等何らかのアクションが起き、公平なジャッジで何らかの進展があることを期待しての動きでした。

〇〇〇社長就任から 現在に至るまで

- 6月 〇〇〇社長 会長に就任
〇〇〇部長 社長就任
- 8月22日 社員1名の感染が判明
- 8月25日 社内での二次感染が判明
クラスター発生
- 最終的に 社員6名、その家族1名
計7名が感染
- 8月26日 本日より9/4日まで休業決定
- 9月1日 顧客へお詫び状を送付
- 9月10日 労働組合 要望書を提出
- 9月25日 〇〇〇社長より組合に回答
- 10月6日 新型コロナウイルス
感染対策指示書 配布
- 10月12日 〇〇〇社長入院
- 10月23日 〇〇〇会長 遊技場へ
- 10月24日 〇〇〇社長 辞表提出
- 10月26日 社員が〇〇〇社長を目撃
- 10月30日 〇〇〇氏社長 辞任 退職
- 10月30日 〇〇〇氏社長 就任
- 11月6日 〇〇〇社長 遊技場へ

T氏・K氏の処分とは

本紙を発刊するきっかけの事件です。

〇〇〇社長時代に課長職にあったT氏は入札に参加。上司の指示どおり札を入れ落札できなかったことにより、課長から降格処分とされた。

K氏は先輩社員から暴力・パワハラを受け〇〇〇社長に相談したが、いい加減な対応で放置されたために監督所等関係機関に相談に行った。そのことが〇〇〇社長の耳に入り、社内情報を漏えいさせたとして処分を受けた。

この2件について本会が記事にしたところ〇〇〇社長は私を名誉棄損で告発しました。しかし公共性の強い会社のこと、事実が書かれているとの理由で不起訴となりました。

私の捜査のために当事者のT氏・K氏も警察の聴取を受けその事実が認められたということです。

要望書に対する回答書

〇〇〇社長からの回答はT氏、K氏ともに「当時、適正に処理されており、取り消すことはできません」でした。

組合が求める処分についての説明はないままだったということです。

責任の所在

コロナ対策にしても不当処分にしても全責任は〇〇〇社長にあります。

しかしこの本質を見なくてはなりません。〇〇〇氏がそのような行動・決断をすることに何のメリットがあるのでしょうか。

そこにはやはり役所の先輩であり、自分を公衛社の社長にした、1万円足らずで公衛社の絶対権力者となった〇〇〇氏の存在があったからと考えるのは当然ではないでしょうか。

社長 突然の辞任劇と氏の行動

社長 コソコソと辞表?

去る10月6日「新型コロナウイルス感染対策指示書」が完成し、行政にも提出されました。一息ついた10月12日、

社長は治療のため入院。

社員が10月26日ころに社長を見かけたため社内で「退院しているようだがどうしたんだろう」と噂していました。

しかし、実際には会社が休みで誰もいない10月の第4週末に出社して事務所に辞表を置き、自分の荷物を持ち帰っていたということでした。

僅か4ヶ月での辞任

昨年の春に小野田公衛社に部長として迎えられ、1年後の今年6月に社長就任。コロナについては想定外としても全て予定どおりにことは進んでおり就任から5ヶ月しか経っていない突然の出来事でした。

しかも 退社手続等についても事務員が社外にて氏と会い手続きを進めたということで、社員の誰にも挨拶もなく、誰一人として氏と顔を合わせることもなく辞めていったということでした。

このような形での退職は前代未聞です。

氏の呪縛か?

何故、氏は堂々と辞職しなかったのか。市役所で部長職まで務められた方がとる行動ではない。そんなことは氏自身、百も承知のはずです。

ということはそうせざるを得なかった何かがあったとしか考えられません。それは何だったのでしょうか。会社ではトップですから誰にも文句を言われることもありません。

いや、ただ一人います。そう！氏です。唯一の株主であり社長より上である氏との間に何かがあったのでしょうか。情けない話ではありますが、氏にとって彼の呪縛から逃れるための最後の手段だったのかもしれない。

社員のことよりパチンコ

社長就任からコロナ対応、そして氏辞任までの間の氏の行動を少し紹介します。

コロナによる休業が解けた2週間後の9月20日過ぎ平日の午後、社員が休日も返上して働いている時に遊技場で涼んで遊んでいました。



また、社長が入院中にも拘らず10月23日も平日の午後遊技場にご出勤です。

更に氏が辞職直後の11月6日。これも平日の午後に遊技場に。

今回は写真で示せるものしか記述していませんが、「こんな時に」というように頻繁に通っていることの確認を取っています。

信頼関係は皆無

ご存じのように取締役には勤務時間についての制約はありませんし、遊技場で遊ぶこと息抜きすること、勝負に行くことが悪いと言っているではありません。

皆さんは家族が困っているときに知らん顔して釣りに行きますか、子供が事故にあったら大変だというときにゴルフに行きますか。

そういう話です。社員がコロナの影響で業務が大変で休日なしで頑張っているときにこれでは示しがつきません。

何故、小野田公衛社か

山陽小野田市には公衛社と同様の会社がほかにも2社あります。

では何故公衛社だけを本会が取り上げるのか。

その一番の理由は、小野田公衛社は会社運営もわからない素人が経営しているということです。

小野田公衛社の業務は市民生活に欠かせない公共的な業務です。しかし過去この会社は反社会勢力との関わりなどの問題があったために小野田市(当時)が株式を買い取り、市が管理する会社となりました。

そうして月日が流れ、他の事業者も参入する中で許認可権を持つ行政が公衛社のオーナーであることは問題があるとの政治判断で当時の白井市長が株の売却に踏み切ったということです。

素人の怖さ

ところが市長も裁判官という特殊な仕事に従事されていたことから会社経営、経済活動というものを身をもって経験していない素人でした。また行政マンもしかり。

約2億円の資産価値のある会社を当初2名に約1万円(計2万円)で譲渡したわけですが、前号でもご紹介しましたように、ある税理士は「このような会社を個人に譲渡することは通常考えられない」との話でした。

ジャイアン

公共的で公益性のある会社で、合特法によって守られているのですから、市の職員と同様にしっかりとその身分を保証し給与も待遇も市職員と同様にするのが当然ではないでしょうか。

氏が公衛社に来てから、1つ、また1つとどんどん社員の処遇は悪くなるばかりです。

それどころかこれまで紹介してきました、不当処分やパワハラ等好き放題です。

氏は威張るのが社長、強権を発動するのがかっこいい社長、また社員を締め付け内部留保に専念するのが優れた社長という時代錯誤な経営者であるようです。

今後も続くか 不平等人事

問題は個人でどうにでもできる絶対権力者が1名しかいないこと、反社に株を売却することも、社長の首のすげ替えも、職員の処遇も、気に入った社員を年功もすべて無視して役職につけるような不平等人事も、全てが氏的手中にあり、氏に嫌われる者たちの悲鳴が鳴り響いています。

この危険極まりない現体制を変えなければなりません。

来春噂される仲良し人事が実行されるか注視しなくてはなりません。

解決策は?

小野田公衛社に諮問機関のようなものを組織し、そこに職員の処遇や株式の取り扱いなどについての権限を付与し、それを定款に謳うことで最悪の事態は回避できるのではないのでしょうか。

20年後にまだあるの?

氏自らが育ててきた会社でもなく、現場経験もありません。会社に愛着など無いのです。「めんどくさいから売っちゃおう!」といつなるやもしれません。

その時に泣くのは私たち市民です。

発刊元

政経フォーラム21

代表 樋口晋也

TEL

MAIL

政経フォーラム21とは

地域の政治・経済の調査研究また、様々な活動を通じて、地域の発展に寄与することを目的とした政治団体です。

本会は皆さんの寄付によって活動しています。ご協力をお願いします。

山陽小野田市 地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書

要旨

現在、行政主導で進められている地方卸売市場の民間での運営計画について、運営業者の再選定（再公募）を含めた計画の見直しを要望いたします。

理由

現在、山陽小野田市地方卸売市場において昨年破綻した小野田中央青果㈱に代わり、民間への業務委託が計画されていますが、現在認定予定となっている企業が示した業務規定には「出荷品の制限」「買受人や附属営業人の実質的排除」「販売方法の変更」などが盛り込まれ、「開設者の独占的な運営」が懸念されるばかりか「もはや市場の体をなしていない」とも言える状況です。

また行政が予定している貸付方法では、開設者となる民間業者への指導や監督も一切出来ず、以下の点について強い懸念を抱かざるを得ない状況です。

1. 出荷者や買受人排除による独占が地元農業の衰退につながります。

買受人・附属営業人の排除や出荷品の規制により市内農業製品の流通が阻害され、農業の衰退につながることが懸念されます。現在の計画では農業振興の拠点としての役割が果たせません。

補足：現在買参者には従来の10倍の保証金入金の要求、附属営業人には3月末までの立ち退き要請が提示されており、このままでは事業継続が困難となる事業者が多発する事態が予想されます。また出荷者の質問に対しては競りの中止を含む回答が書面にてされています。

2. 安心安全な学校給食が脅かされる懸念があります。

他者を排除した独占は給食納入に於いても例外ではありません。

「より良い品物をより安く納入する」ための入札制度も機能しなくなってしまう。

補足：1により新市場のすべての土地、施設の貸付ができないこと、また既存給食納入業者の質問に対しフォークリフト等の機器貸し付けもしないことが書面にて回答されています。このような状況で複数の業者が納入に参加することは非常に困難であると考えます。

3. 地域の小売店に品物が流通せず「買い物難民」発生の懸念があります。

出荷品の制限により、地域のお店での新鮮な地元野菜販売が困難となります。

また商品の仕入れが出来ず、廃業に追い込まれるお店が複数出てくることも懸念されます。

このコロナ禍において、遠くのお店まで買い物に出かけることは当然避けるべきことであり、特にお年寄りに与える負担は計り知れません。

補足：出荷者に提示された文書及び質問に対する回答では「出荷品は主にスーパーへの販売とする」「競りは行わない」と明記しており、長年地元で密着し営業を続けてきた地域のお店の仕入れができなくなる懸念があります。

私たちは、卸売市場は「地域の農業振興の拠点」「生鮮食料品流通の基幹的インフラ」であり、山陽小野田市にとって必要不可欠なものであると考え、その存続を切に願っています。

本陳情は前述の役割をしっかりと果たせるようにと考えた上でのものであり、決して民間での市場運営に意義を唱えるものではありません。

市長にも同様の陳情を、賛同してくださる関係者・市民の皆様の署名と共に提出しています。

新生市場の誕生に向け本陳情の趣旨をご理解いただき、関係者の意見を取り入れたより良い事業計画の策定にむけ活発な議論を行っていただくようお願いいたします。

令和3年2月12日

陳情者 住所 山陽小野田市西高泊1184番地1

氏名 小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様



令和2年9月23日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p data-bbox="248 331 607 363">議会運営についての意見</p> <p data-bbox="181 411 1379 491">先日会派が解消され、無所属議員が10名となりました。 山陽小野田市議会議員22名のうちの10名が無所属というのはいかがでしょうか。</p> <p data-bbox="152 539 1559 699">議会運営委員会は12名の議員を代表して、わずか4名が議会運営の決め事を行っておりますが、約半数の議員がそれに関わっていないことに違和感を覚えます。 もちろん、ルール違反ではないことは承知しておりますが、この状態が健全なのでしょうか。 本件につきまして、山陽小野田市議会として、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p data-bbox="1585 411 2067 571">健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニター意見</p> <p>■ 9月議会を傍聴して <一般質問の自粛について></p> <p>(1) なぜ一般質問が4名しかいなかったのでしょうか。なぜ「議員の権利」を6月議会に続いて放棄することになったのでしょうか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染予防のため、「三密」対策の一環として、一般質問が「自粛」されたとすれば本末転倒ではないでしょうか。お隣の宇部市議会の対応と比べても（宇部市議会は6月21名、9月22名が一般質問をしています）、山陽小野田市と議員の対応は少し変です。本会議場が工事のため使えないとしても、一般質問は定例議会ではできない議員の権利です。「三密」を避けて、本会議や委員会での質疑は当たり前のように行っているのに、なぜ一般質問だけは「自粛」の名の下に、多くの議員が一般質問を取りやめたのでしょうか。</p> <p><会派「令和」の解散にともなう議会運営委員会のあり方について></p> <p>(1) 議会内の最大会派の「令和」（6名）が解散したため、「令和」から選任されていた議会運営委員2名が辞職を余儀なくされたために、現在の議会運営委員会は4名で構成されることになりました。また、現在の議会は会派所属議員12名、無所属議員10名という構成で、議会運営委員会は会派所属議員だけで構成されるため、12名による意見調整機関となっています。これは異常とは言えないでしょうか。</p> <p>(2) 議会運営委員会は議会内の会期日程や議会運営上の諸問題を議論し、多数の意見を持って解決しながら、正常な議会運営を行うことが大きな役割ではないかと思えますし、同時に議員間の意思疎通、意見調整機関でもあります。無所属議員が約半数を占めるような事態については、新たな議会運営委員会の構成に関して、新しいルール作りが必要ではないでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明の中、感染予防対策等を鑑み、議会運営委員会において自粛を決定しました。一般質問をした人数については、各議員が慎重に検討した結果だと捉えております。</p> <p>健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。また、新たなルール作りについては検討してまいります。</p>

産業建設常任委員会の「秘密会」の会議録公開について＞

- (1) 3月及び5月に行われた産業建設常任委員会の「秘密会」に関して、その後「人名等を公表しない」との秘密事項が確認されて、会議録の公開が行われましたが、依然として一部の参考人を招致したときの委員会の会議録が公表されていません。これはなぜなのでしょう。

会議規則では「秘密会の議事の記録は、公表しない」となっていますが、議会運営委員会において、市の情報公開条例とそごが生じない取扱いをすると決定しました。

<新型コロナの感染予防対策に関して>

- (1) 先日、本会議を傍聴しました。新型コロナ感染防止策として、本会議場の換気のための扇風機を部屋の中に向けて稼働させていました。実はこれもNHKの同番組内で実効性のある部屋の換気対策の中で紹介されており、扇風機は部屋の中からドアの外に向けて稼働させたほうが効率もよく、サーキュレーターとセットで使うと何倍もの換気能力が発揮されると放送していました。これなども積極的に実施してはどうでしょうか。

貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。参考にさせていただき、感染症予防対策に努めてまいります。